

第1回 匠瑳市都市計画マスタープラン改定委員会 議事概要

○日 時 令和2年10月23日（金）午前10時～午前11時36分

○場 所 市民ふれあいセンター2階会議室

○出席者 **【委員】**

（出席：11名）

伊藤幸敏委員、石和田勝男委員、小川爲藏委員、根岸力委員、
佐藤正剛委員、太田雅之委員、椎名勤委員、角田淳委員、
飯嶋茂信委員、鎌形廣行委員、渡辺信義委員

（欠席：2名）

田邊久利委員、伊橋榮委員

【事務局】

都市整備課 大木課長、佐藤主査

アジア航測株式会社 吉田技術士、鈴木技術士

○次 第

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員長及び副委員長の選出について

4 議事

（1）匠瑳市都市計画マスタープラン（改定案）について

（2）その他

5 閉会

○会議資料

1 匠瑳市都市計画マスタープラン改定委員会設置要領

2 匠瑳市都市計画マスタープラン改定委員会委員名簿

3 匠瑳市都市計画マスタープラン（改定案）

4 匠瑳市都市計画マスタープラン改定方針

5 匠瑳市都市計画マスタープランの改定経過について

会議内容

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員長及び副委員長の選出について

委員長に椎名勤委員、副委員長に飯嶋茂信委員が推薦され、承認された。

4 議事

(1) 匝瑳市都市計画マスタープラン（改定案）について

資料に基づき、事務局から説明を行った。

<主な質問・意見>

委員：すごく盛りだくさんな計画で、全庁的な取り組みが必要だと思います。

そこで、都市計画マスタープランの計画対象地域が5ページに記載されていますが、旧野栄町は都市計画区域外となっています。旧野栄町は合併後に合併特例債等の活用により、道路もかなり整備をされていると思います。また、41ページに、都市計画区域から外れる地域については、良好な住環境の推進から、都市計画区域への編入を検討しますと記述されていますが、具体的に検討している事項がありましたらお願いします。

事務局：都市計画区域外の都市計画区域内への編入ですが、良好な居住環境や優良な自然環境の保全を図るため、建物の立地等の土地利用の動向を勘察して、必要に応じて検討をしていくこととしています。また、都市計画区域に編入することにより、規制・誘導等を行って秩序ある土地利用や環境を適正に保持していくこととしています。現在都市計画区域外において都市計画道路や公園等の整備計画がないこと、都市計画区域を拡大した場合に、建築規制等の関係で既存不適格建築物が発生するなど難しい部分があるため具体的な検討には至っていません。都市計画区域拡大は、県の都市計画区域マスタープランに記述されており、これに基づいて本計画に位置付けていますので、今後具体的な検討を進めるには、県との協議が必要となります。

委員：旧野栄町と旧八日市場が合併した後に道路が整備されたわけではなく、以前から進められていたことです。また、私は、このマスタープランが、未来を見据えた住民のためになるとは思えません。例えば、銚子連絡道路は、山の中を通る高速道路であれば誰にも障害はないですが、平地を通るので、道路で分断されてしまうし、東京方面から車で利用する人は

少ないのではないのでしょうか。この整備で恵まれるのは、インターチェンジ周辺の人だけだと思います。もう1つ、津波避難タワーが海岸に3カ所ありますが、相当の予算をかけて建てた経緯があります。私のところからは、津波避難タワーまで100mくらいですが、うちの冷凍庫が地上から5.5m、津波避難タワーと同じくらいの高さで、重量鉄骨でリフトもあり、屋上まで上がれますので、避難タワーとして利用してくださいと申し出ましたが、耐震基準を満たしているかどうか検査しないといけないなどの理由で、結局は津波避難タワーができた経緯があります。民間が整備したら、もっと安くできたと思います。それから、海岸道路の観光開発で、国有地・県有地がかなりありますので、Jリーグができる2年くらい前に、サッカー場を整備し、それをうまく使って冬休みに少年サッカーでも来てくれれば通年観光として海岸部は潤うと思いました。また、海岸道路に道の駅のような施設やトイレ休憩できるところをつくれば、観光バスは遠回りしても寄ってくれると思います。

委員長：御意見ありがとうございます。かなり具体的なお話を頂きましたが、このマスタープランは、個別の具体的なプランではなく、長期的な将来を見据えた計画であり、大枠の方針を示していくものなので、その辺は御理解いただきたいと思います。

委員：今回はマスタープランの中を検討する会なので、皆さんのいろんな御意見を参考に盛り込みながら、計画の策定を進めていただければと思います。

委員：マスタープランづくりのためのプランとならないようにお願いします。

委員長：御意見を参考にさせていただくということで、ほかの皆さん、御意見はありますか。マスタープランの位置付けについて理解がまだ足りないようなので、説明をお願いします。

事務局：それでは都市計画マスタープランの位置付けですが、このマスタープランが匝瑳市での都市計画としての基本的な方針となります。例えば、方針の中に災害に強いまちづくりとありますが、これは基本的な方針となりますので、今後、都市計画マスタープランの災害に強いまちづくりを進めるという方針に沿って都市計画マスタープランとは別の個別計画を作成し、その計画に基づいて、災害に強いまちづくりを実行していく形になります。マスタープランは、大まかなくくりになっており、これに基づき個別の計画で対応することになります。併せて都市計画法第21条により都市計画はそのときの社会情勢、経済情勢により変更することがあります。今回は、それに合わせての改定という形をとらせていただいているところもありますが、その都度充実を図っていくものと思

っています。

委員：匝瑳市中を回って、住民の意見やどこに何が得意なものがある、この分野は何が不足しているかなどを反映した計画を立ててください。

事務局：御指摘の部分ですが、庁内の全課で、現計画の見直し内容を検討して作成しています。文書内容中で足りないところがありましたら、御指摘いただければと思います。

委員：昨年、匝瑳市の総合計画、基本計画を最終的に議会にかけてつくられました。建設、医療、介護など、いろいろな部会に分かれ、いろいろな代表の方と何度となく検討し作成した総合計画には、いろいろな市民の声が反映されています。それを踏まえての都市計画マスタープランですから、都市計画部分にはなりますが、いろいろな市民の意見はそこに蓄積されているものだと認識しています。また、委員会が出た意見も含めて、これから庁内の細部にわたって検討していただければいいと思います。

委員：38ページの将来都市構造ですが、野栄総合支所周辺が市街地居住ゾーンになっていますが、先ほど都市計画区域の拡大の検討という話がありましたが、市街地居住ゾーンに指定するならば、そこが都市計画区域外ということになると整合性が取れなくなってきてしまうのではないかと思います。

事務局：都市計画区域の拡大についての検討は、県の都市計画区域マスタープランと合わせている内容でもありますので、今後は県の動きも踏まえながら協議していきたいと思います。

委員：全国的にも空き家が増えて、匝瑳市内もかなり空き家がある中で、都市計画として未来が明るいか何とかするのは難しい状況だと思います。例えば野栄総合支所周辺の都市計画といっても人が住まなかったらできないと思います。だから、何か産業振興等の施策を検討していただきたいと思います。

事務局：御指摘のとおり、全国的に空き家が増加しています。このため、空き家対策計画の策定も全国的に進んでおり、具体的な対策を検討しているところです。全国的によく言われているコンパクトシティという話がありますが、それは今まばらに住んでいる集落のところに関しては将来的にもインフラ整備、また行政サービス等が難しくなってくところがあると思います。本計画では、人口減少化でも各拠点は今後も良好な居住環境は維持していくという方針で、居住ゾーンや拠点を位置付けています。

委員長：各委員の御意見や御提案が、今回のマスタープランによって、逆にで

きなくなるということはないですか。

事務局：それはありません。事務局としては、いただいた御意見を参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。なお、マスタープランの文書内容について御指摘がなければ、このまま進めさせていただき、各施策の内容については、次の段階での検討事項とさせていただきたいと思っております。

委員長：ほかに御意見はありますか。意見がないようですので、このマスタープランについて原案どおり決定することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。挙手多数ということで、原案のとおり決定することといたします。

(2) その他

委員長：次に議題(2) その他です。委員の皆様から何かございますか。なければ事務局のほうで何かありますか。

事務局：次回の委員会でございますが、パブリックコメントを実施しまして、意見等を整理した後開催したいと考えています。予定としましては2月を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長：ほかには何かございますか。ないようですので本日の議題は全て終了いたしましたので議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

5 閉会